

入札説明書

(別紙一覧表に掲げる消防学校外 31 施設で使用する電気の調達)

広島県 総務局 財産管理課

別紙一覧表に掲げる消防学校外 31 施設で使用する電気の調達に係る入札公告（令和 6 年 4 月 25 日 県一般 6 第 12 号（以下「本公告」という。）に基づく一般競争入札（以下「本競争入札」という。）の実施については、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成 7 年政令第 372 号）、「広島県契約規則」（昭和 39 年広島県規則第 32 号）、「広島県の物品等又は特定役務の調達手続を定める規則」（平成 7 年広島県規則第 99 号）その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 競争入札に付する事項

(1) 調達件名及び数量

別紙一覧表に掲げる消防学校外 31 施設で使用する電気の調達
施設ごとに別紙一覧表に記載する年間使用予定電力量

ただし、使用予定電力量は、令和 3 年 1 月から令和 5 年 12 月までの使用実績量に基づくものであり、天候等により変動する。

(2) 調達件名の特質等

別紙「仕様書」のとおり

(3) 供給期間

令和 6 年 8 月 1 日から令和 9 年 7 月 31 日まで（3 年間）

(4) 供給場所

別紙一覧表による。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 令和 3 年広島県告示第 670 号（令和 4 年から令和 6 年までの間において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等。以下「資格告示」という。）によって「61 I 電力供給」の資格を認定されている者であること。

(3) 広島県の定める各競争入札等に係る指名除外要領等に基づき、指名除外を本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても受けていない者であること。

(4) 供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。

3 本競争入札参加資格審査の申請手続

(1) 本競争入札への参加を希望する者で、上記 2（2）の資格を有しない者は、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(2) 申請期間

令和6年4月25日(木)から令和6年5月13日(月)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時までの間、随時受け付ける。

(3) 申請書の入手先、提出先及び申請に関する問合せ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号
広島県会計管理部契約・調達管理課(広島県庁舎南館1階)
電話(082)513-2315(ダイヤルイン)

4 入札参加資格確認申請書等の提出

(1) 本競争入札への参加を希望する者は、別記様式第1号による入札参加資格確認申請書・誓約書を提出しなければならない。

(2) 提出期間

令和6年4月25日(木)から令和6年5月13日(月)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間、随時受け付ける。

(3) 提出方法

持参、郵送等(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。以下同じ。)又は電子メールによる。

ただし、郵送等又は電子メールによる場合は、令和6年5月13日(月)午後5時までに必着すること。

(4) 申請書の提出先及び申請に関する問合せ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号
広島県総務局財産管理課(広島県庁舎本館3階)
電話(082)513-2301(ダイヤルイン) ファクシミリ 050-3156-3479
メールアドレス souzaisan@pref.hiroshima.lg.jp

5 入札書及び入札付属書の提出期限及び場所

(1) 提出期限

令和6年6月11日(火)午前10時30分

ただし、郵送等による場合は、令和6年6月10日(月)午後5時までに必着すること。

(2) 提出場所

広島県庁舎本館地下1階入札室

ただし、郵送等による入札書の提出先は、上記4(4)の場所とする。

6 入札書及び入札付属書の提出方法

(1) 入札参加者又はその代理人は、別記様式第2-1号による入札書及び別記様式第2-2号による入札付属書を直接持参、又は郵送等により提出しなければならない。電話、電報、FAX、電子メールその他の方法による入札は認めない。

- (2) 入札書と入札付属書は、左上をホチキス止めし、割印を押すこと。
- (3) 郵送等により入札書及び入札付属書を提出する場合は、入札書及び入札付属書を同一の封筒に入れ密封し、当該封書を外封筒に入れ二重封筒として送付すること。また、いずれの封筒にも入札書提出者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和6年6月11日開札 別紙一覧表に掲げる消防学校外31施設で使用する電気の調達に係る入札書在中」の文言を記載すること。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書及び入札付属書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

7 入札書の作成方法

- (1) 入札書は別記様式第2-1号によること。
- (2) 代理人が入札する場合は、入札書を提出する前に別記様式第3号による委任状を提出すること。また、入札書に入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。なお、入札書に押印する当該代理人の印鑑は、委任状に押印したものと同一のものでなければならない。
- (3) 入札金額の訂正は認めない。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、本入札説明書、別添契約書（案）及び広島県契約規則を十分考慮して入札金額を見積もるものとする。仕様書等についての不知又は不明を理由として入札後に異議を申し立てることはできない。
- (5) 入札書には、本県で示す各施設の契約電力及び使用予定電力量に対して、基本料金単価、従量料金単価、燃料費等調整費、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金、これ以外に必要な料金がある場合はその単価及び3年間割引金額に従って算出した各施設の3年間の予定総額を合算した額を記載し、これらの金額には消費税及び地方消費税相当額（10パーセントに相当する金額）を含めること。

8 入札付属書の作成方法

- (1) 入札付属書は別記様式第2-2号及びその記入例を参考として、各施設の3年間予定総額の積算内訳を任意様式（用紙はA4サイズとし、全てのページに割印をすること。）に記載して提出すること。
なお、入札付属書の積算に誤りがある場合、また、入札付属書が入札書記載金額と対応していない（金額が一致していない）場合は、無効とする。
- (2) 「基本料金」の「力率割引・割増」欄には、仕様書に定めた標準力率での力率割引・割増の計算式等を記入すること（標準力率の変動に対する積算を伴う場合は、その積算方法を「基本料金の積算方法」の欄に記入する。）。
- (3) 「従量料金単価」の欄には、使用予定電力量に対する各月の従量料金単価を記入すること。
- (4) 「燃料費等調整単価」の欄には、使用予定電力量に対する各月の燃料費等調整額の単価（令和6年2月実績（政府補助を含めない）とする。）の単価を記入すること。
- (5) 「再エネ賦課金」の欄の、使用予定電力量に対する各月の再エネ賦課金単価は、令和6年2月単価（1.4円）を適用することとしているため、修正しないこと。

- (6) 上記(3)～(5)以外に必要な料金がある場合は、「その他」の欄に、具体的な料金名称を記入するとともに、使用予定電力量に対する各月の、その単価を記入すること。
- (7) 基本料金単価及び従量料金単価には、1円未満の端数を含むことができる。ただし、各月の基本料金と従量料金の合計額である「月額合計」欄に1円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。
- (8) 「年間予定料金」の欄には、上記の基本料金及び従量料金の月額合計の年間総計を記載し、その年間予定料金に3を乗じた金額を「3年間予定料金」の欄に記載すること。
- (9) 「3年間割引金額」の欄には、複数年契約等に伴う割引金額の設定が別途ある場合に、上記の3年間予定料金全体に対する割引金額の合計を記載すること。
- (10) 「3年間予定総額」の欄には、上記の3年間予定料金から3年間割引金額を減じた額を記載すること。
- (11) 基本料金単価、従量料金単価、燃料費等調整単価、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金、これら以外に必要な料金がある場合はその単価、年間予定料金、3年間予定料金、3年間割引金額及び3年間予定総額は、消費税及び地方消費税相当額(10パーセントに相当する金額)を含めた金額とすること。
- (12) この付属書に示した使用予定電力量は、令和3年1月から令和5年12月まで(広島県動物愛護センターは、令和5年8月から12月まで)の使用実績量に基づき、使用月の日量を集計(広島県動物愛護センターは推計)したものを基に設定している。
- (13) 「燃料費等調整単価(令和6年2月実績(政府補助を含めない))及び「再エネ賦課金単価(令和6年2月単価(1.4円))」設定は、競争条件を一定にするためのものであり、契約期間中、上記の額に固定するものではない。

9 開札について

(1) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年6月11日(火) 午前10時30分

イ 場所

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県庁舎本館地下1階入札室

- (2) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。ただし、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (3) 入札室には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員(以下「入札関係職員」という。)及び上記(2)の立会職員以外の者は入場することができない。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札室に入場することができない。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、入札参加者本人等であることを証明するに足る証明書(社員証等)を携行し、入札関係職員から求められた場合は提示しなければならない。代理人の場合は、入札書提出までに、入札権限に関する別記様式第3号による委任状を提出しなければならない。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入

札室を退場することはできない。

(7) 入札室において、次の各号の一に該当する者は当該入札場から退場させる。

ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者

10 無効とする入札

次の入札は無効とする。なお、再度の入札を行う場合において、当該無効入札をしたものはこれに加わることができない。

- (1) 本公告及び本入札説明書に示した入札参加資格を有さない者のした入札
- (2) 本公告等において示した入札書の提出場所及び日時に到達しなかった入札
- (3) 競争入札参加資格審査申請書又はそれらの添付資料に虚偽の記載をした者の入札
- (4) その他広島県契約規則第 21 条各号に掲げる入札
- (5) その他、入札の条件に反した入札

11 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) 上記(2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。
- (5) 開札をした場合において、落札となるべき価格の入札がないときは、再度の入札を行う。ただし、無効な入札をした者は再度入札に参加することができない。
- (6) 再度入札は 5 回まで（初回の入札を含めて 6 回まで）とする。
- (7) 最低制限価格は設定しない。

12 契約書の作成

- (1) 契約書には、消費税及び地方消費税相当額（10 パーセントに相当する金額）を含んだ基本料金単価、従量料金単価を記載する。
なお、燃料費等調整費、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金及びこれら以外の料金の設定がある場合は、落札者と協議の上、割引金額又はその算定方法、条件等について別に覚書等を作成する。
- (2) 本競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から 5 日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、契約担当職員等が定めた期日まで）に契約書の取りかわしをするものとする。
- (3) 契約担当職員が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(4) 契約書は2通作成し各自その1通を所持するものとする。

13 契約条項

別添契約書（案）のとおり。

14 入札者に求められる義務

- (1) 入札参加者又はその代理人は、本公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、契約担当職員の求めに応じ、入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (2) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が本競争入札及び契約書の作成に要した費用については、全て入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方の負担とする。

15 調達に係る質疑について

- (1) 本調達に関して質疑がある場合は、原則として別記様式第4号による質問書により文書の持参若しくは郵送又はEメールで行うこと。照会先は16のとおり。
- (2) 質疑の受付は、令和6年4月25日（木）から令和6年5月31日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後4時30分までの随時とする。
- (3) 質疑に対する回答は、原則として入札説明書を受け取った全者に対し、令和6年6月5日（水）までの間に、適宜行う（回答方法：16の場所の備え付け、郵送又はEメール）。

16 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒730-8511 広島市中区基町10番52号
広島県総務局財産管理課
電話番号 082-513-2301（ダイヤルイン）
メールアドレス souzaisan@pref.hiroshima.lg.jp

17 本調達に係る手続において使用する言語及び通貨

申請書、入札書及び契約書等の全ての書類は、日本語で作成すること。なお、添付書類等で外国語記載のものがある場合は、日本語の訳文を付記又は添付するものとする。

また、上記の書類のうち、金額欄については、日本国通貨をもって記載すること。やむを得ず外国通貨をもって金額を算出しているときは、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載するものとする。

18 入札保証金及び契約保証金

免除する。

19 その他

本件の契約は、令和7年度以降の当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、県はこの契約を解除することができるものとする。